

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2017.4.15



MAXIS トピックスリスクコントロール(10%)上場投信 〈愛称:NISA向けリスコン10〉

追加型投信／国内／資産複合／ETF／インデックス型

※当ファンドは、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」を利用しない場合でも購入が可能です。
また、非課税口座以外から購入する場合は、NISAおよびジュニアNISAの適用対象外となりますのでご注意ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

MAXIS専用サイト <http://maxis.muam.jp/>

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	資産複合	ETF	インデックス型	その他資産	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	その他(S&P/JPX リスク・コントロール指数(10%))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(株式・債券・短期金融資産))です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「MAXISトピックスリスクコントロール(10%)上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年10月14日に関東財務局長に提出しており、2016年10月15日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

12兆5,136億円

(2017年1月31日現在)

ホームページアドレス

<http://www.am.muif.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

対象指数(S&P/JPX リスク・コントロール指数(10%))の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

S&P/JPX リスク・コントロール指数(10%)に連動する成果をめざして運用を行います。

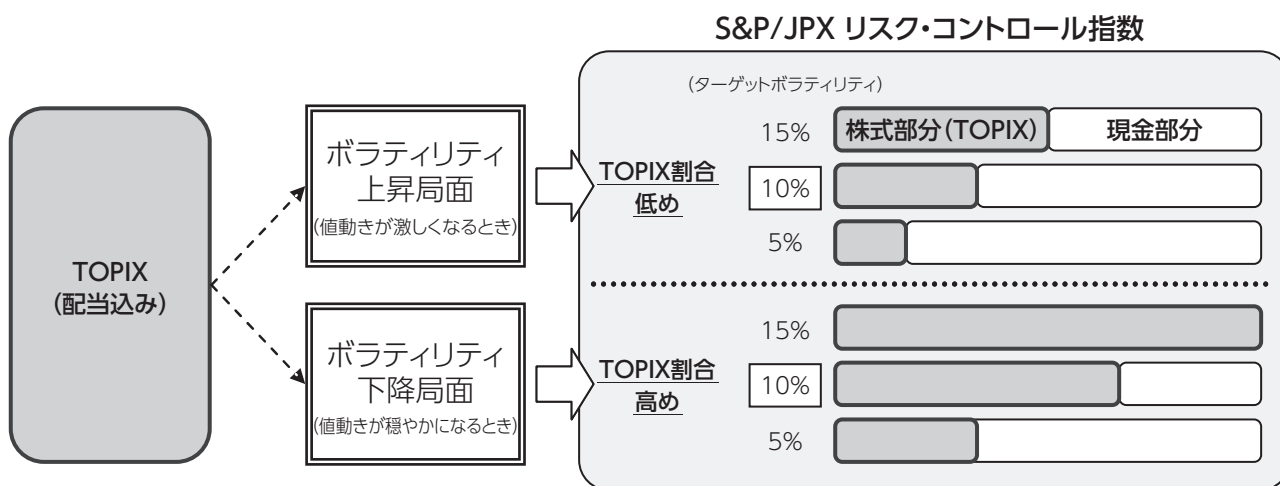
ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P/JPX リスク・コントロール指数(10%)の変動率に一致させることを目的として、実質的にわが国の株式および公社債等に対する投資として運用を行います。

<S&P/JPX リスク・コントロール指数(10%)について>

S&P/JPX リスク・コントロール指数は、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の過去のボラティリティ(変動の大きさ)を元に、株式部分(TOPIX)の割合を可変にして、算出指数のボラティリティを抑制することによりダウンサイドリスクをコントロールする目的で開発された指数です。

S&P/JPX リスク・コントロール指数シリーズは、3種類の指数をラインナップしており、それぞれ5%、10%、15%のターゲットボラティリティが設定されています。

<イメージ図>



ターゲットボラティリティとは、各指数がめざすボラティリティ水準であり、TOPIX(配当込み)のヒストリカルボラティリティ(過去100営業日のデータを利用した、252日換算の標準偏差)がターゲットボラティリティを超えると、超えた割合に応じて株式部分(TOPIX)の割合を減らすことで、指数自体のボラティリティを抑制します。

S&P/JPX リスク・コントロール指数(10%)における、株式部分(TOPIX)の割合は以下の算式で求められます。

$$10\%(\text{ターゲットボラティリティ}) \div \text{TOPIX(配当込み)のヒストリカルボラティリティ}$$

※この値が100%を超える場合は、株式部分(TOPIX)の割合は100%となります。

※この割合は、3営業日前におけるヒストリカルボラティリティをもとに、毎営業日更新されます。

S&P/JPX リスク・コントロール指数の値動きには、以下のような特徴があります。

<指数の特性>

株式部分(TOPIX)の割合を可変にすることにより、指標の変動率をTOPIXより低く抑えています。

<TOPIXとの相違>

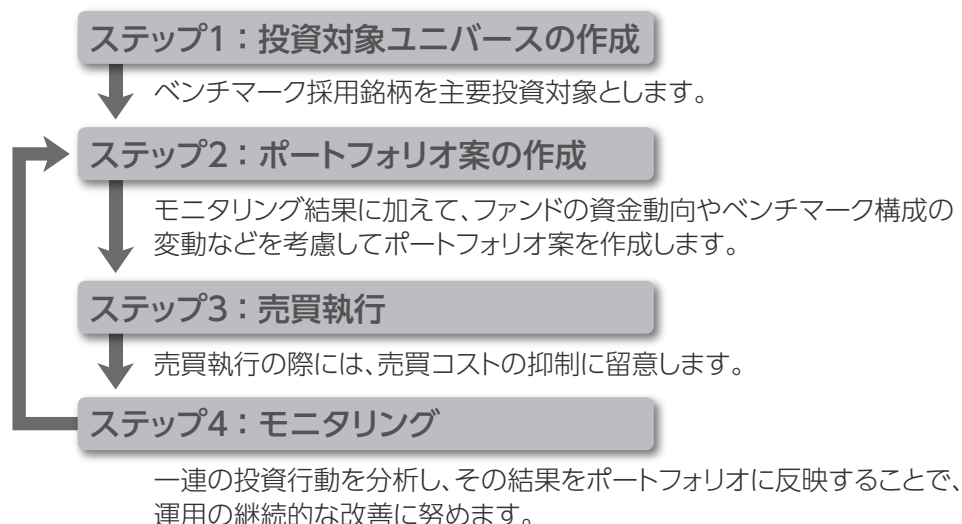
TOPIXに比べて、日々の変動率が小さくなる傾向があります。このため、TOPIXに比べ利益・損失の額が小さくなる傾向があります。

<留意すべき投資スタイル>

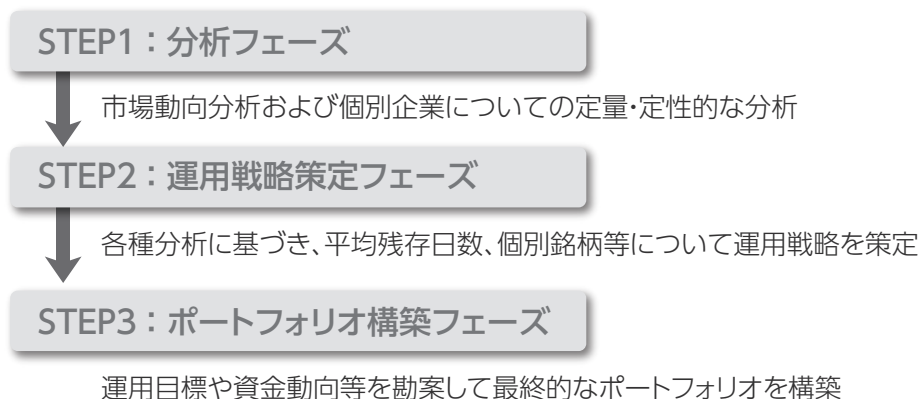
相場下落時の損失を低減させる効果が期待できる反面、株価上昇による収益機会も限定されることがあります(TOPIX(配当込み)に比べ収益および損失の両方が限定的となります。)。したがって、短期的に収益を求める投資家は期待する投資成果が得られにくいいため留意が必要です。

■運用プロセス

<TOPIXマザーファンド>



<マネー・マーケット・マザーファンド>

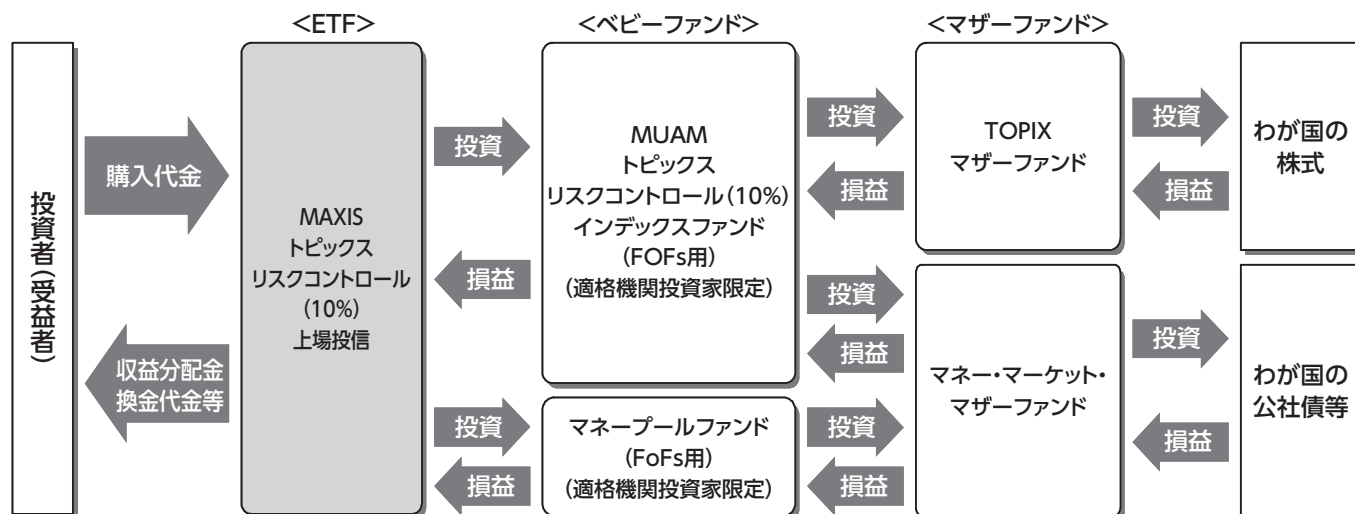


❗ 上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※株式への投資にあたっては、当面はベビーファンド「MUAMトピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FoFs用)(適格機関投資家限定)」経由での投資を行いますが、今後、ベビーファンドを経由せずにマザーファンド「TOPIXマザーファンド」に直接投資することがあります。ただし、ETFから株式への直接投資は行いません。

■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は10口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2012年8月9日に新規上場)

※ファンドは日本株指数を対象指数としますが、購入と換金は金銭により行われます。株式ポートフォリオによる購入や、ファンドの受益権と株式ポートフォリオとの交換はできません。

■主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

分配方針

年2回の決算時に分配を行います。

- ・年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

「S&P/JPX リスク・コントロール指数」の著作権等について

S&P/JPX リスク・コントロール指数はS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスまたはその関連会社(「SPDJ」)、株式会社日本取引所グループ(「JPX」)および株式会社東京証券取引所(「東証」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社(「三菱UFJ国際投信」)に付与されています。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones[®]はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信にそれぞれ付与されています。JPX[®]はJPXの登録商標であり、これを利用するライセンスがSPDJおよび三菱UFJ国際投信に付与されています。本商品は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それぞれの関連会社、JPXまたは東証によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P/JPX リスク・コントロール指数に関するデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。東証株価指数(TOPIX)は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。

■投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	MUAMTピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)
形態	証券投資信託
投資対象	TOPIXマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	TOPIXマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式ならびにわが国の短期公社債等を実質的な投資を行い、S&P/JPX リスク・コントロール指数(10%)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 TOPIXマザーファンド受益証券の組入比率は、対象インデックスにおける株式の比率に応じて決定します。なお、対象インデックスにおける現金部分については、その比率に応じて、原則としてマネー・マーケット・マザーファンド受益証券ならびにコール・ローン等の短期金融商品に投資を行います。 対象インデックスとの連動を維持するため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	①株式への実質投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産へ投資は行いません。 ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年0.0324%(税込)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2012年8月9日
決算日	原則として毎年1月6日および7月6日
分配方針	分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

ファンド名	TOPIXマザーファンド
形態	証券投資信託
投資対象	東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	東証株価指数(TOPIX)からカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。 株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。 ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2001年3月26日
決算日	原則として毎年3月25日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

ファンド名	マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)
形態	証券投資信託
投資対象	マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。
投資態度	マネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債等に実質的な投資を行い、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	<p>①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>⑧有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>⑩金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年0.0324%(税込)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2010年11月24日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	<p>分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</p>

ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	証券投資信託
投資対象	わが国の公社債等を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等を行うことができます。 ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑤金利先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドが実質的な投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

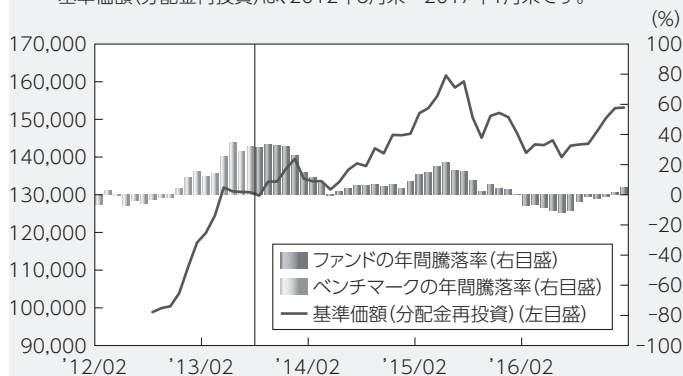
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

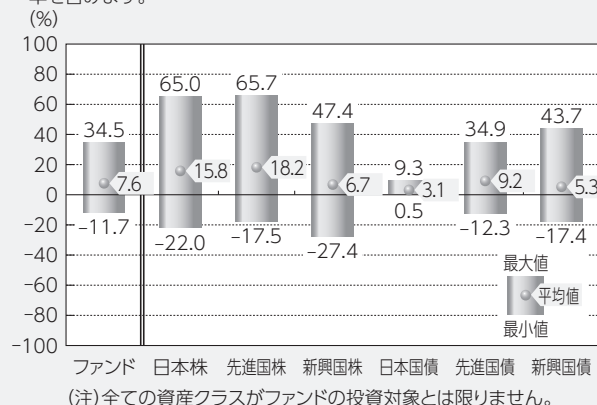
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2013年8月～2017年1月です。
ベンチマークの年間騰落率は、2012年2月～2013年7月です。
基準価額(分配金再投資)は、2012年8月末～2017年1月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年2月末～2017年1月末)
ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2013年7月以前)の年間騰落率を含みます。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

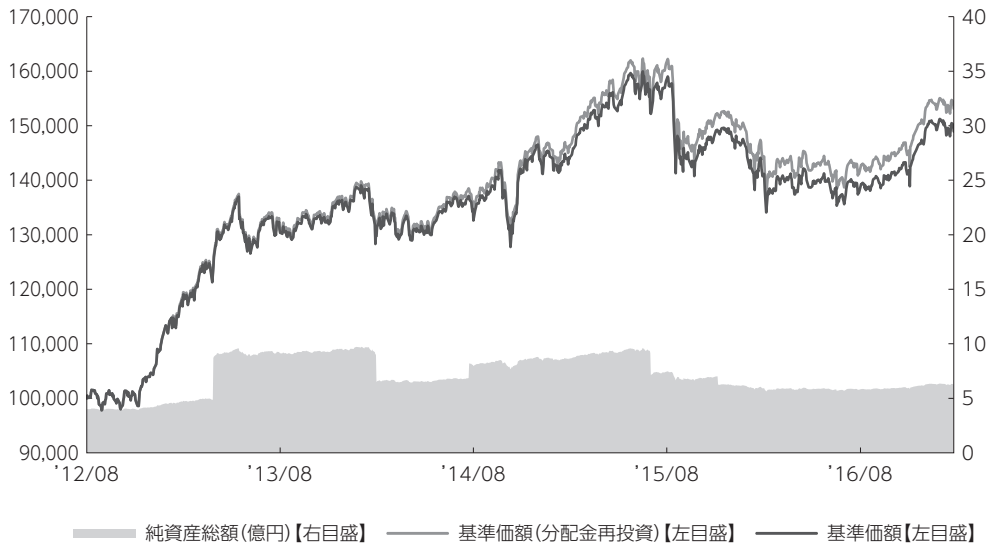
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2017年1月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年8月8日(設定日)～2017年1月31日



■基準価額・純資産

基準価額	148,947円
純資産総額	6.2億円

■分配の推移

2017年1月	420円
2016年7月	360円
2016年1月	320円
2015年7月	870円
2015年1月	640円
2014年7月	490円
設定来累計	3,890円

●分配金は100口当たり、税引前

- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は100,000(当初元本100口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAMトピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	99.8%
マネーブールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	0.0%
コールローン他(負債控除後)	0.2%
合計	100.0%

組入上位業種	比率
1 電気機器	7.1%
2 輸送用機器	5.3%
3 銀行業	4.8%
4 情報・通信業	4.5%
5 化学	3.8%
6 機械	2.9%
7 小売業	2.6%
8 医薬品	2.6%
9 卸売業	2.5%
10 食料品	2.5%

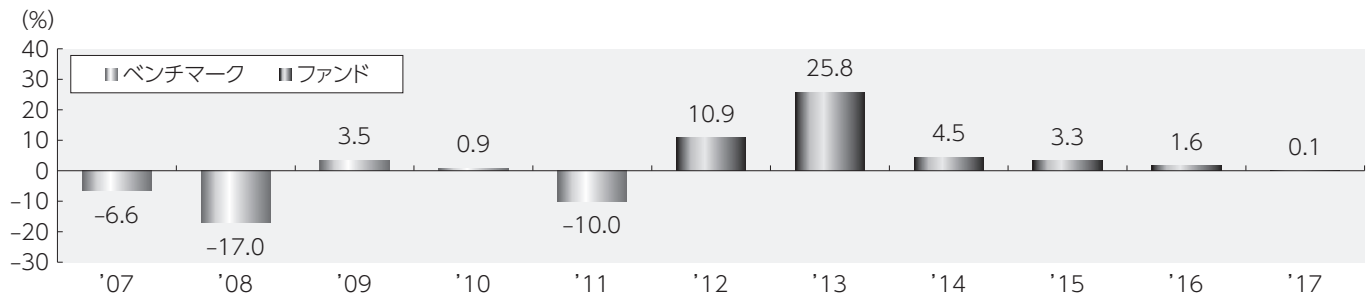
組入上位銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	2.0%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.4%
3 日本電信電話	情報・通信業	1.0%
4 ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.0%
5 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.9%
6 本田技研工業	輸送用機器	0.8%
7 KDDI	情報・通信業	0.8%
8 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	0.7%
9 ソニー	電気機器	0.6%
10 日本たばこ産業	食料品	0.6%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引(買建)	0.2%

- 各比率は実質的な投資を行う投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2012年は設定日から年末までの、2017年は年初から1月31日までの収益率を表示
- 2011年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	1万口の整数倍で販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 なお、原則、購入申込受付日の正午までに受付けた購入申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該購入申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受付けた購入申込みは翌営業日を購入申込受付日とします。 くわしくは販売会社にご確認ください。 ※基準価額は100口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
当初元本	1口につき、1,000円
換金単位	1万口の整数倍で販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額 なお、原則、換金申込受付日の正午までに受付けた換金申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該換金申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受付けた換金申込みは翌営業日を換金申込受付日とします。 くわしくは販売会社にご確認ください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	購入・換金申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。 <購入> 1. 毎月の最初の営業日から起算して2営業日以内 2. 毎月の最終営業日の4営業日前から起算して5営業日以内 3. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内) 4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 1.から4.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <換金> 1. 毎月の最初の営業日から起算して2営業日以内 2. 毎月の最終営業日の2営業日前から起算して3営業日以内 3. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内) 4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 1.から4.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。
申込締切時間	原則として、正午までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2016年10月15日から2017年10月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限(2012年8月8日設定)
繰上償還	<p>以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が10万口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき <p>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。</p>
決算日	毎年1・7月の16日
収益分配	<p>年2回の決算時に分配を行います。</p> <p>収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。</p>
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。
課税関係	<p>課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。</p> <p>上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	販売会社が定める額	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		
換金時手数料	支払先	換金時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	販売会社が定める額	換金に関する事務手続等
(換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	<p>日々の純資産総額に対して、年率0.2268%(税抜 年率0.21%)以内をかけた額</p> <p>100口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</p> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.18%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p>		支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.18%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容									
	委託会社	0.18%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等									
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
投資対象とする 投資信託証券	<table border="1"> <thead> <tr> <th>投資信託証券の名称</th> <th>信託報酬率(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUAMトピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)</td> <td>年率0.03%</td> </tr> <tr> <td>マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)</td> <td>年率0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(運用および管理等にかかる費用)</p>		投資信託証券の名称	信託報酬率(税抜)	MUAMトピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	年率0.03%	マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	年率0.03%				
投資信託証券の名称	信託報酬率(税抜)											
MUAMトピックスリスクコントロール(10%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	年率0.03%											
マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	年率0.03%											
実質的な負担	<p>当該ファンドの純資産総額に対して年率0.2592%程度(税抜 年率0.24%程度)</p> <p>※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。</p>											
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> <p>上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜 0.0075%)) ・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.06%(上限)をかけた額) 											

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2017年1月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<http://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>